

雇用保険被保険者資格取得の遡及手続きについて

(手続きが**6ヶ月以上**遅れた場合)

雇用保険の加入手続きは、雇用保険法第7条により雇用保険被保険者資格取得要件を満たした日(取得日)の翌月10日までに雇用保険被保険者資格取得届を提出しなければなりません。この手続きが6ヶ月以上遅れた場合は、下記の書類を提出する必要があります。

記

1 雇用保険被保険者資格取得届

2 遅延理由書

任意様式で可(対象者名・取得日・遅延理由が記載された事業主の証明書)

3 労働者名簿及び労働条件が確認できる書類(雇用契約書又は労働条件通知書)

4 出勤簿(タイムカード)及び賃金台帳

雇入日から直近までのものがが必要です。

(平成・令和 年 月 ～ 平成・令和 年 月分)

5 労働保険料について

確定申告が済んでいる年度の保険料について、未申告の保険料がある場合は、福岡労働局労働保険徴収課へ「遡及被保険者資格取得に関する賃金支払額報告書」を提出する必要があります。案内資料がありますので、ハローワークの職員に申し出てください。

未申告の労働保険料 有 ・ 無

福岡東公共職業安定所 雇用保険適用課

〒813-8609

福岡市東区千早6-1-1

TEL : 092-672-8647 (直通)

FAX : 092-672-3000